

認定調査票の記載について

1. 要介護認定調査にあたっての留意点

- (1) 認定調査の実施にあたり、**必ず調査目的の説明**を行なってください。
- (2) **心身の状態が安定している時期**に実施してください。心身の状態が不安定な場合や、環境変化（入退院等）があった場合には、**状態が安定してから最低1週間以上**は経過をみて、調査を実施してください。
- (3) 調査対象者の日頃の状況を把握している方に立会いを求め、調査対象者本人、介護者（家族や施設職員等）の双方から、可能な限り聞き取りを行なってください。
- (4) 評価軸の能力等は、調査対象者に実際に行為を行ってもらい確認をする必要がありますが、**痛みを訴える場合は確認動作を中止し、危険と判断される場合には確認動作を行わない**ようにしてください。

2. 特記事項の記載の留意点

- (1) 個人のプライバシー保護と客観的判断をするため、**個人を特定できるような情報は記載しない**でください。
【例】対象者氏名、住所、病院名、施設名等
- (2) 特記事項はできるだけ**簡潔かつ明瞭**に記載して、審査会委員が読みやすいようにまとめてください。なお、「認定調査票（特記事項）」は**最大3枚**となります。公文書のため、**手書きの場合は必ずボールペンで記入**してください。
- (3) 特記事項の上部5行は、家族構成、介護が必要となった状況や経過、サービスの利用の根拠などを記載してください。

3. 記載方法のポイント

- (1) 「選択根拠」「手間」「頻度」の3つのポイントに留意し、記載してください。
 - ・1・3群で「できる」、2・5群で「介助されていない」場合でも、**調査時の試行結果や一連動作・返答内容の具体的な状況**について記載をしてください。記載が不十分な場合は、問い合わせをさせていただきます。
 - ・介護認定審査会では、**具体的な介護の手間**の多少を特記事項から評価しますので、「必要である」「介助している（どんな介助かが不明）」等の主観的な表現の記載はしないでください。
 - ・「多い」「かなり」「時々」「たまに～ある」という表現は、人によってイメージする量が一定ではないことから、「**週3回**」「**毎日**」といった**具体的な頻度や回数の記載**をしてください。

【特記事項の記載例】

- ・1-7 歩行：できる。
→ 調査時はすり足であるが、ゆっくり何も持たずに、5m連続歩行できた。
- ・2-2 移動：介助なく移動している。
→ 1日6～7回トイレへは介助なく歩行器で行く。
1日3回食堂へはスタッフが車椅子介助する。屋外も車椅子介助で移動する。
- ・2-5 排尿：時々、失禁することがある。
→ 日頃は一人でトイレに行くが、週1回程度失禁あり、パット利用しているが、自分で交換することができている。
- ・2-10 上衣の着脱：着替えに介助が必要である
→ 肩に痛みがあり、上衣は介助者に構ってもらって腕を通して着替え、膝が曲げにくく、ズボンは足通しのみ介助を受けている。
- ・4-6 大声を出す：たまに大声で叫ぶことがある。
→ 穏やかに話していても急に大声で怒り出すことが週2～3回ある。
家族は、その都度なだめて傾聴するが落ち着くまで1時間かかり家族の負担大きい。
- ・5-5 買い物：自分でしている。
→ 家人と一緒に週2回買い物に行き、商品を選んで棚からとり、支払いできている。
荷物は重たいので、家人が持ち運んでいる。

- (2) 調査項目に該当しない内容、時間帯や体調等により異なる状況がある場合や判断に迷うような状況があれば、特記事項に具体的な内容と頻度を記入してください。
- (3) 認定調査項目に含まれない認知症状や記載する内容が選択肢の選択基準に含まれていないことであっても、介護の手間に関する内容であれば、特記事項に具体的に記載してください。
- (4) 介護認定調査票と認定調査票（特記事項）の帳票については、西宮市ホームページからダウンロードすることができます。

西宮市ホームページ「くらし・手続き」→「介護保険」→「要介護認定」→「要介護認定調査員の方へ」

※帳票の記入・入力方法は、ダウンロードした手引き（PDF）をご参照ください。

※認定調査票（特記事項）は、ダウンロードしたツール（Excel形式）からパソコン入力ができます。